

## 大泉町犯罪被害者等支援条例（解説版）

### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定めるとともに、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにすることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

条例の目的を定めています。

この条例は、犯罪の被害にあった人たちの支援についての基本的な考え方をみんなで共有し、支援するための制度を整え、安心して暮らせるようにすることを目的としています。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

条例に使われている言葉の意味を定めています。

「犯罪等」には、生命、身体又は物品などを損なう行為のほか、ストーカーや虐待などが含まれます。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

「犯罪被害者等」とは、犯罪等の被害にあった人や、その家族のことです。

(3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。

「二次的被害」とは、犯罪被害者等が周囲の言葉や行動によって、更に傷付けられてしまうことなどをいいます。

(4) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）をいう。

「関係機関等」とは、都道府県や市町村、警察、「被害者支援センターすてっぷぐんま」などの支援機関のことです。

(5) 町民 町内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する個人をいう。

「町民」とは、大泉町に住んでいる人や通学している人、通勤している人などのことです。

(6) 事業者 町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

「事業者」とは、大泉町で営業している個人や会社などのことです。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、町及び関係機関等が連携して適切に途切れることなく行うものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないように行うとともに、二次的被害の防止に配慮して行うものとする。

犯罪被害者等の支援についての基本的な考え方を定めています。

犯罪の被害にあった人や、その家族が、元の生活に戻るまで支援を続けていくこととします。

また、犯罪の被害にあった人たちが、更に傷付けられてしまうことがないように、配慮して支援を行うこととします。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を図るものとする。

町の責務を定めています。

犯罪の被害にあった人たちを支援する制度をつくり、関係機関等と協力して支援を行うこととします。

(町民及び事業者の役割)

第5条 町民及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

町民と事業者の役割を定めています。

犯罪の被害にあった人たちが元の生活を取り戻すためには、地域の人たちの理解と配慮についての協力が必要です。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、犯罪被害者等の支援に関する相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

町は、総合的な相談窓口を開設して、犯罪の被害にあった人たちの悩みを聞き、様々な支援制度などの情報を提供していくものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

町は、犯罪の被害による経済的な負担を軽減するために、必要な制度を整えるものとする。

(住居確保の支援)

第8条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等を支援するため、町営住宅への入居における配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

町は、犯罪の被害にあったことで、元の家に住むことが難しくなった人たちを支援するために、町営住宅への入居などの制度を整えるものとします。

(人材の育成等)

第9条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

町は、研修などを実施し、犯罪の被害にあった人たちを支援する人材を育成するものとします。

(民間支援団体への支援)

第10条 町は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

町は、犯罪の被害にあった人たちへの支援を行う団体に、情報の提供などの支援を行っていくものとします。

(町民及び事業者の理解の増進)

第11条 町は、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

町は、犯罪の被害にあった人たちの状況や支援の大切さについて、町民や事業者の理解を深めてもらうよう、啓発活動を行っていくこととします。

(意見等の反映)

第12条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させる

よう努めるものとする。

町は、犯罪の被害にあった人たちの意見を聞き、町の支援策に取り入れるよう努めるものとします。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

この条例に規定されていることのほかに、必要なことは、要綱などで別に定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。